

Title	国際的労働力移動の評価に関する一考察 (谷山新良教授還暦記念号)
Author(s)	森田, 劽
Editor(s)	
Citation	大阪府立大學經濟研究. 1982, 27(3), p.27-38
Issue Date	1982-07-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10466/2187">http://hdl.handle.net/10466/2187</a>
Rights	

# 国際的労働力移動の評価に 関する一考察

森 田 助

## 1. 序

1945年以降少なくとも暫くの間、世界中で先例のない程の、移住の動きがあった。これは、国境線の引き替えを含む外交的および政治的大変動、主権の交替、体制の変化などが多くの住民を流浪へと強い、世界的な労働の需給によって通常結果するよりもはるかに大きな移住の動きが引き起こされた。<sup>1)</sup>その後の移住の動向をも考え合わせれば、これら移住の動きに経済的要因の大いに関与していたことも認めねばならないが、政治的要因の作用も強かった。純粋に政治的な要因に基づく移住の場合には、通常その動きは強制されているのに対し、純粋に経済的要因に基づく移住の場合には、それが必ずしも良好な諸条件<sup>2)</sup>への自然な願望ではないとしても、やはり自発的な行動の結果と言える。

政治的な移住は通常、移出と移入の両国において、短期的な経済状況に関して破壊的な効果をもっているのに対して、経済的な移住は、一般的に言って、多くの人々に機会を提供することを通して移出と移入の両国に対して利益をもたらすとの主張がある。<sup>3)</sup>

## 2. 戦後の移住状況

第2次大戦後多くの国々は移民の受け入れに積極的となった。移民受け入れの制度として主要なものは、A. T. Bouscaren<sup>4)</sup>に従えば、次の7つであり、

- 1) Anthony T. Bouscaren, *International Migrations since 1945*, Frederick A. Praeger, New York, 1963, p. 3.
- 2) ibid., p. 3.
- 3) ibid., p. 3.
- 4) ibid., pp. 5-7.

移民受け入れ国の60年代初における状況も次のように示される。

- (a) 割当制度……この制度は、国内へ移入することが許される人数に制限を設け、更に特定の国々の国民に割当数を配布する。米国、ブラジル、フィリピンがこの制度を採用している。米国とフィリピンは1920年の人口国籍グループを基準として割当数を配分しているが、ブラジルの割当数は1888年から1934年までの間に移入した国籍グループを基準としている。
- (b) 選択制度……この制度は特定のカテゴリーにおける職務を遂行する外国人を選択するために置かれている。アルゼンチンとブラジルがこの制度を採用している。
- (c) 排他制度……この制度は人種を基礎としたり、身体的、精神的あるいは道徳的短所を基礎としたりなどして絶対的な障壁を作り上げるものである。アルゼンチンは公式には人種排他政策をとってはいないが、観光客を除けば、いかなる有色人種も入国することを許していない。オーストラリア、ブラジル、カナダおよび米国はそれぞれの移入制度において全般的な排他規定をもっている。但し、米国は、1952年の移民法および国籍法が少数のアジア人の移入を認めることになったので、絶対的な排他に終止符をうっている。
- (d) 選好制度……この制度は当該国の明確な人種的特徴を維持することを目的として主要な移民受け入れ国のすべてによって採用されている。カナダは公式には移民の受け入れを中止しているが、イギリス系の人々、フランス市民およびその他の国籍の特定の熟練者はその例外となっている。アルゼンチンはスペイン人、イタリア人、ポルトガル人、ドイツ人、スイス人など初期の入植者の国籍所有者に選好を示している。オーストラリアはイギリス系の人々に主として選好を示しているが、それには米国市民も含まれている。ブラジルは主としてポルトガル人を、そしてそれよりは低い程度でイタリア人とスペイン人を選好している。
- (e) 資金援助制度……この制度は将来の移入民のために移入への物質的な誘引を与えるものであり、その誘引には旅費の支給、個人貸付、一定期間の雇用保証などがある。アルゼンチン、ブラジル、オーストラリアなどがこの制度を採用している。

(f) 契約労働制度……この制度は移入する前に労働契約の締結を要することを明確にしているものであり、アルゼンチン、ブラジル、フランスなどで採用されている。

(g) 労働保証制度……この制度を採用している主要な移民受け入れ国はブラジルだけであり、そこでは必要な労働者のグループ移入民のカテゴリーには入らないが、彼のもつ特定の技能の故にブラジル産業の何らかの部門において必要とされるような孤立した個人にとっての労働保証としてこの制度が存在している。

以上のような制度の下で、移民受け入れ国は次のような意図をもって外国人を受け入れた。

オーストリアはその経済的および防衛的潜在力を高めようと欲した。そのために一定の移民数の確保から、<sup>5)</sup> 移入民の50%までは、主として選好しているところのイギリス系、ではないヨーロッパ人の移入を許した。

フランスは荒廃した国土と産業を再建するためと同時に、1950年に人口統計学上<sup>6)</sup> 500万人が不足するとの見積りが得られたため、移民を受け入れる政策を実施することとなった。

ラテン・アメリカ諸国はその社会的および文化的生活を豊かにするために、<sup>7)</sup> 社会的に望ましい移民グループを導入しようとした。米国は大量の難民を受け入れた。

1939年以前の移民は未熟練労働者や農民が支配的であり、彼等の中には将来のいつか母国へ帰ろうとの希望をもっているものが少なくなかった。それに対して、戦後の移民に関しては、大規模な難民の動きおよび東ヨーロッパからの零細農民の移出の終了等に影響されて、専門職の人々、知識人およびホワイト・カラー労働者の比率が高まり、女性、子供の数も以前より多くなった。<sup>8)</sup> 戦後の移民の多くは入国した国に滞在し続ける計画をもつようになってくる。

5) ibid., p. 4.

6) ibid., p. 4.

7) ibid., p. 4.

8) ibid., pp. 4-5.

戦後西ヨーロッパの国々も移民の受け入れを行なったがその状況は世界的に見られた特徴とは必ずしも一致していない。第2次大戦終了後に引き揚げた自国民を除くと、大部分の移住者は住民としての地位が不安定な状況の下におかれてている。

### 3. 戦後の西ヨーロッパにおける外国人労働力雇用

第2次大戦後の西ヨーロッパにおいては、まずスイスが外国人労働力の雇用を始めた。スイスにおける外国人労働力の雇用は計画的に進められたのではなく、一時的な、補充的な労働力として外国人労働力を看做していた。<sup>9)</sup> フランスも外国人労働力の導入を推し進めていったが、フランスにおいてはスイスにおけるのと異なり外国人労働力は必ずしも一時的な労働力とは看做されていなかった。フランスは以前より低出生率に由来する人口の減少に大きな不安を感じていた。<sup>10)</sup> 第2次大戦直後にいくつかのフランス政府機関は長期的なマン・パワー策および人口増加策として大量の外国人労働力の移入が促進されるべきであると勧告している。<sup>11)</sup> フランスは外国人労働力の移入を人口増加策の一つとして考え、特に人種的、文化的に近いイタリア人、スペイン人およびポルトガル人の長期的な労働力としての滞在を望んでいた。1973年の石油危機を境に経済の成長率は西ヨーロッパ各国において大幅に低下し、スイス、フランスの両国も外国人住民の帰国を促進させる政策を実施した。

スイスにおいては、スイス人労働者に仕事を優先的に与えることを通じて外国人労働者を1973年8月と比較して1978年8月には23.4万人減少させている。<sup>12)</sup>

9) Philip L. Martin and Mark J. Miller, *Guestworkers: Lessons From Western Europe*, *Industrial and Labor Relations Review* Vol. 33, No. 3 (April 1980), p. 316.

10) *ibid.*, p. 316.

11) *ibid.*, p. 316. および Georges Tapinos, *L'immigration étrangère en France 1946-1974*, Presses Universitaires de France, Paris, 1975, pp. 13-4.

12) W. R. Böhning, *International migration in Western Europe: reflections on the past five years*, *International Labour Review* Vol. 118, No. 4 July-August 1979, p. 403.

フランスでも外国人労働者は第1次石油危機前に185万人を数えたが、1975年2月には<sup>13)</sup>158.4万人へと減少している。ただ外国人住民数でみると、その数は減っていない。<sup>14)</sup>スペイン人およびアルジェリア人の数は減少したが、トルコ人およびモロッコ人の住民数は増加している。<sup>15)</sup>

ベルギー、オランダおよびスウェーデンも外国人労働者を受け入れている西ヨーロッパの主要な国であるが、ここにおいても、第1次石油危機を境に外国人労働者数は減少している。しかし、それらの国において外国人住民数は逆に<sup>16)</sup>増加している。

西ドイツにおいては、外国労働者はスイスにおけるのと同様に、一時的な労働力と看做されていた。ところが、西ドイツにおける外国人労働者に関する抽出調査に従えば、西ドイツにおける外国人労働者の滞在期間は着実に長期化している。例えば、1968年の調査においては外国人労働者の中で滞在期間7年弱を超えている者が21%，10年弱を超えている者が8%であったのに対して、1972年の調査では7年強を超えている者が21%，更に10年強を超えている者が<sup>17)</sup>9%を占めている。<sup>18)</sup>

#### 4. 西ドイツにおける外国人労働力滞在期間長期化の原因

戦後の西ドイツ経済拡大に多大な貢献をなした要因の一つは豊富な労働供給量の存在であった。1944年から47年にかけては次のような人口移動がなされている。20万人の人種的ドイツ人がハンガリーから西ドイツおよびオーストリアへ移動した。50万人の(第3)帝国時代のドイツ人が東プロシヤから西ドイツへ移動した。100万人の人種的ドイツ人がポーランドから西ドイツへ移動した。270万人の人種的ドイツ人がチェコスロバキアから西ドイツおよびオーストリ

13) ibid., p. 403.

14) ibid., p. 403.

15) ibid., pp. 403-4.

16) ibid., p. 404.

17) Bundesanstalt für Arbeit, *Repräsentativuntersuchung '72*, Nürnberg, 1973.

18) ibid., p. 33.

アに移動した。400万人の（第3）帝国時代のドイツ人がソヴィエト管理地域<sup>19)</sup>から米国および英國管理地域へと移動した。

東側から流入した労働力の中には多くの高度熟練労働者が含まれていた。<sup>20)</sup>また60年代には外国人労働者が多量に流入してくることになるが、彼等は低い賃金水準を受けられた。<sup>21)</sup>

このような多量の労働力を吸収して西ドイツ経済が発展してき得た要因はK.G.ジンに従えば二つある。その一つは、戦後の西ドイツ通貨であるマルクが世界市場において過小に評価されてきたことである。従って、西ドイツの貿易収支は1951年以降一度も逆調となつことはなく経常収支でも、外国人労働者<sup>22)</sup>の送金によって、二度ほど赤字になったことがあるにすぎない。西ドイツ通貨の世界市場における過小評価が、西ドイツ製品への外国からの需要を大きくしたのである。戦後西ドイツ経済を拡大させた他の一つの要因は、戦後の西ドイツ<sup>23)</sup>国内市場の急速な拡大である。この二つの要因は更に資本形成のための需要を誘発し、そのための助成、補助が行なわれ、利益の留保に対して租税優遇措置が講じられた。<sup>24)</sup>

外国人労働力が西ドイツ経済の拡大に大いに貢献してきたことは疑い得ない事実である。しかし、外国人労働力は、当初、西ドイツにおいて一時的な労働力と考えられていたにも拘わらず、長期間滞在し続けるものとなってしまった。

当初一時的と看做されていた外国人労働者の西ドイツにおける滞在が長期化した主要な原因是三つある。原因の第1は、1968年11月より実施に移されたローマ条約の規定によって、イタリア人労働者等EC加盟国出身の労働者に対して西ドイツ政府は居住および労働を拒否することができなくなったことであ

19) A. T. Bouscaren, op. cit., p. 9.

20) K. G. ジン、「社会的市場経済の危機」、季刊現代経済、Winter 1980, p. 98.

21) 同上, p. 98.

22) 同上, p. 98.

23) 同上, p. 98.

24) 同上, p. 98.

る。第2の原因是、一時的な労働力として移入していても、景気の後退がなければ、その雇用が長期化し、政府が外国人労働者の定住を阻止するために労働者を短期間で本国へ送り返すようなローテーションを実施しなければ、労働者の滞在が長期化してしまうことがある。政府としてはそのようなローテーションを実施する意志をもっていたが、これは雇用主側にとってコストの高いものにつく。すなわち、ローテーションを行えば、政府の外国人労働者募集事務所に新規の労働者募集のための手数料を支払わねばならないし、また募集した労働者に対する本国から西ドイツまでの旅費も準備しなければならない。更に、入国後にまた新規労働者に対して一定の職業訓練を施さねばならない。このような費用はローテーションを実施しなければ必要となるため、雇用主は外国人労働者<sup>25)</sup>のローテーションの実施に協力的ではなかった。外国人労働者の滞在

第1表 西ドイツにおける外国人の国籍別滞在年数（1980年9月30日現在）

国籍	各国籍別100人当たりの西ドイツにおける 滞在期間該当者数								平均滞在 年数
	1年 未満	1～4 年未満	4～6 年未満	6～8 年未満	8～10 年未満	10～15 年未満	15～20 年未満	20年 以上	
外 国 人 計	8.1	17.0	8.6	13.9	14.5	23.7	7.9	6.2	9.08
トルコ	9.8	20.0	11.2	18.9	16.3	19.1	4.0	0.6	7.14
ユーゴスラビア	3.3	10.3	6.8	14.9	18.5	40.0	4.1	2.1	9.56
イタリア	6.6	16.9	6.8	10.4	12.0	27.6	13.2	6.4	9.97
ギリシャ	2.2	8.2	6.8	10.0	16.9	34.1	18.0	3.7	11.13
スペイン	1.7	5.9	5.1	11.3	15.9	31.2	24.8	4.0	11.89
ポルトガル	2.3	10.8	11.2	26.4	21.3	22.4	4.9	0.8	8.46
オーストラリア	6.4	11.5	5.3	9.6	13.7	23.2	12.5	17.9	12.04
オランダ	3.2	8.3	4.9	6.8	7.1	14.5	10.0	45.2	16.45
イス	5.8	14.5	6.9	7.3	7.8	15.6	9.0	33.1	13.75

(資料) Wirtschaft und Statistik, 1/81, Statistisches Bundesamt Wiesbaden,  
Verlag W. Kohlhammer, S. 41.

25) 第一次石油危機による不況到来までは雇用主と前もって労働契約を結んでおけば、滞在および労働許可の拒否されることはなかった。

が長期化した第3の原因是、人道主義的な配慮にある。政府が労働許可の更新を拒否して外国人労働者を強制的にローテーションさせることは、外国人労働者にとって個人的な困苦の原因となり得る。福祉国家の建設を目指す西ドイツにあって、強制的なローテーションは人道主義的な配慮から実施し難いものとなつた。

かくして、西ドイツにおける外国人住民の滞在期間は第1表のように長期化<sup>26)</sup>している。更に、外国人住民数も1974年の412.7万人から1980年の445.3万人へと大きく増大した。

1973年に第1次石油危機に由来する不況によって外国人労働者の募集を停止したため、1975年と76年の外国人住民数は減少を続けた。しかし、その後外国人労働者が母国より家族を呼び寄せる傾向が強まり、また外国人住民に関する出生率が高いこと<sup>27)</sup>もあって、外国人住民数は再び増加に転じたのである。国籍別で最も増加した外国人住民はトルコ人で1974年から80年まで43.5万人増えている。パキスタン人、インド人およびイラン人を中心とするアジア人もその期間に10.6万人増加した。その他、フランス人、イギリス人、アフリカ人等も増えている。<sup>28)</sup>

外国人労働者数が一国において増加すれば、外国人住民数も増加していくことは避けられない。前者は生産活動への参加を通じて当該国に利益をもたらす側面が強調されるが、後者は当該国にインフラ・ストラクチャーの増設のためのコストの負担を必要ならしめるなど負の側面が強調される。かくして、外国人労働者を移入することは一国にとって利益があるのかどうかが調べられる<sup>29)</sup>こととなる。これの評価に関して、西ドイツにおいては、D. Leuschnerと

26) *Wirtschaft und Statistik* 1/81, Statistisches Bundesamt Wiesbaden, Verlag W. Kohlhammer, S. 39.

27) *Wirtschaft und Statistik*, 2/80, S. 89.

28) *Wirtschaft und Statistik*, 1/81, S. 39.

29) Dieter Leuschner, Volkswirtschaftliche Kosten und Erträge der Beschäftigung ausländischer Arbeitnehmer, *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft* 129. Band, 4. Heft, Oktober 1973. Dieter Leuschner, konomische Grenzen der Zuwanderung und Beschäftigung ausländischer Arbeitnehmer, *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 131. Band, 1. Heft, Januar 1975.

B. Rahmann および B. Rürup<sup>30)</sup>との間に考え方の相違があった。

### 5. Leuschner と Rahmann-Rürup 間の評価の相違

D. Leuschner の主張は次のようなものであった。

1967年の不況の時期における外国人労働者数は約99万人であったが、1972年には約240万人の外国人労働者が西ドイツで雇用されている。外国人労働者は人口密集地域に居住しており、シュトゥットガルトにおいては23.3%，フランクフルトにおいては20.9%，ミュンヘンでは17.6%の雇用されている労働者が外国人である。外国人労働者の実数はシュトゥットガルトとフランクフルトでは約11万人、ミュンヘンにおいては約14万人として示される。このように多くの外国人労働者がその家族とともに人口稠密地域に住みつくと、住宅問題およびインフラ・ストラクチャーの問題を一層悪化させることになる。<sup>31)</sup>

公共の交通機関も自家用車を利用する場合の道路も外国人の移入によって一層早くその能力の限界へ達してしまう。<sup>32)</sup>

外国人の傷病率はドイツ人のそれより高く、従って外国人の存在が社会保険料率を高め、更に患者数の増加により医療の質を低下させる。<sup>33)</sup>

外国人の子供数の学校における増加は顕著であり、これが学校教育の進展と成果に負の影響を及ぼしている。ミュンヘン市内の中心地域のドイツ人と外国人との出生数の比は2：1（住民数の比は約5：1）であり、今後益々外国人の子供数は増加し、これが学校教育に大きな影響を及ぼすことが予想される。<sup>34)</sup>

以上のことより、1人の外国人労働者を雇用することによる西ドイツの国民経済的負担は21.6DMと推測される。これに対して1人の外国人労働者の国民

30) Bernd Rahmann und Bert Rürup, *Die Obergrenze der Beschäftigung ausländischer Arbeitnehmer*, *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 131. Band, 1. Heft, Januar 1975.

31) D. Leuschner, op. cit. (1973), pp. 703-4.

32) ibid., p. 704.

33) ibid., p. 705.

34) ibid., p. 705.

所得への貢献は年当たり 42,640 DM と考えられ、この値から外国人労働者の自己消費分 9,700 DM を差し引くと、32,940 DM が得られ、これが 1 人の外国人労働者の西ドイツの国民経済的成果と考える。<sup>35)</sup>

それ故、1 人の外国人労働者を移入することによって西ドイツの国民経済が利益を得るのは、その労働者が 7 年間以上西ドイツで継続的に労働した時である。

このような Leuschner の分析に対して、B. Rahmann と B. Rürup は、<sup>36)</sup> その分析が一次元的で不適切であり、その理論的含意が支持し難いとする。

Rahmann-Rürup の主張は次のようなものである。

外国人労働者の国民経済への貢献は物価水準の展開、国内労働者の雇用状況、国際収支、雇用構造および賃金構造、地域的および部分的経済構造、社会保険の財政的均衡などへの作用をも考慮に入れて評価せねばならない。<sup>37)</sup>

物価水準に関しては、外国人労働者の雇用が物価水準を安定化させる方向に作用した。

国内労働者の雇用状況については、外国人労働者が景気緩衝物として作用したため、国内労働者一部の雇用水準の安定化にそれが貢献した。

国際収支を見れば、西ドイツは従来から国際収支の黒字国であったので、外国人労働者が母国へ送金することは国際収支の安定化要因と看做される。

また単純な労働を外国人労働者に任せることによって、国内労働者の職務上の昇進の機会が与えられた。

外国人労働者の雇用は部分的経済構造の発展にむしろ貢献している。

社会保険の財政的状況は全体として外国人労働者の存在によって有利な影響<sup>38)</sup> を受けている。

このように数字化されない面での外国人労働者の西ドイツ経済に対する貢献は大である。しかも、Leuschner の計算における国民経済的負担に関して、

35) ibid., pp. 707-10.

36) B. Rahmann und B. Rürup, op. cit., p. 164.

37) ibid., p. 164.

38) ibid., pp. 165-6.

その数値は国内労働者が増加しても同様に増えるようなものであり、純粹に外国人労働者の存在による国民経済的負担とは看做されない、と指摘する。

かくして、Rahmann-Rürup は外国人労働者雇用の問題は経済的な要因からよりも社会的要因からより強く生じてくるように考えている。

## 6. 結びに代えて

第2次大戦後、世界中で移住の動きがこれまでになく活発となった。移住の原因には政治的なものと経済的なものとがある。経済的なものは主として西ヨーロッパにおいてなされた移住であろう。西ヨーロッパにおける外国人労働者数は第1次石油危機を境に減少を始めた。ところが、外国人住民数は各国においてほとんど減っていない。むしろ増加している国も多い。外国人労働者の雇用は外国人住民の増加と結びついている。

外国人労働者を雇用するのは一国の国民経済にとって利益があるのかどうかの評価は難かしい。純粹に経済的な側面のみについて議論したとしても全般的に計量化して評価することは容易ではない。そこで、Leuschner のように計量化できる部分だけを引き出して評価するならば、短期の外国人労働者の雇用は受け入れ国にとって不利益であるが、長期の雇用は利益となる、と言うことができる。これに計量化できない経済側面を追加すれば、Rahmann-Rürup が示しているように、外国人労働力の雇用は受け入れ国側に有利な結果が加えられる。

外国人労働力雇用の社会的諸結果から生じる国民経済への負の効果は必ずしも小さいものではなく、この問題が外国人労働力雇用の利害評価に加えられるならば、利益の大きな部分が相殺されてしまうことになる。

## 参考文献

- [1] Böhning, W. R., International migration in Western Europe: reflections on the past five years, *International Labour Review*, Vol. 118, No. 4 July-August 1979.
- [2] Bouscaren, Anthony T., *International Migrations since 1945*, Frederick A. Praeger, New York, 1963.

- 〔3〕 Bundesanstalt für Arbeit, *Repräsentativuntersuchug '72*, Nürnberg, 1973.
- 〔4〕 ジン, K.G., 「社会的市場経済の危機」, 季刊現代経済, Winter 1980.
- 〔5〕 Leuschner, Dieter, Volkswirtschaftliche Kosten und Erträge der Beschäftigung ausländischer Arbeitnehmer, *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 129 Band, 4. Heft, Oktober 1973.
- 〔6〕 ———, Ökonomische Grenzen der Zuwanderung und Beschäftigung ausländischer Arbeitnehmer, *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 131. Band, 1. Heft, Januar 1975.
- 〔7〕 Martin, Philip L., and Mark J. Miller, Guestworker: Lessons From Western Europe, *Industrial and Labor Relations Review*, Vol. 33, No. 3 (April), 1980.
- 〔8〕 Rahmann, Bernd und Bert Rürup, Die Obergrenze der Beschäftigung ausländischer Arbeitnehmer, *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 131. Band, 1, Heft, Januar 1975.
- 〔9〕 Statistisches Bundesamt Wiesbaden, *Wirtschaft und Statistik*, 2/80, Verlag W. Kohlhammer, 1980.
- 〔10〕 ———, *Wirtschaft und Statistik*, 1/81, Verlag W. Kohlhammer, 1981.
- 〔11〕 Tapinos, Georges, *L'immigration étrangère en France 1946-1974*, Presses Universitaires de France, Paris, 1975.